

平成25年3月
農林水産省生産局

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する 特別措置法案の概要

1. 背景

- (1) 昭和54年～58年、我が国は、食糧援助の一環として、アフリカ5か国に対し、最長30年の延払いという優遇条件で、政府米38万トンを売り渡したところ（以下この代金債権を「米穀債権」という）。
（※ マダガスカル、モザンビーク、タンザニア、マリ、シエラレオネ。
※ 米穀債権の債権総額は、平成25年度末時点で、約577億円。）
- (2) 平成11年のケルン・サミットで、G7各国は、重債務貧困国に対して有するODA債権（米穀債権を含む）の完全免除に合意。
- (3) その後、免除のための国内法の手続が済んでいないことから、米穀債権は残存。債務国に対しては、ケルン・サミットの合意内容と国内法の手続が済んでいないことを丁寧に説明し、実質的には米穀債権の弁済を求めない取扱いとしてきたところ。
- (4) 本年6月（1～3日）、我が国が国連の関係機関等と共催する「アフリカ開発会議」が横浜で開催。同会議の円滑な開催のためにも、早急に米穀債権処理のための道筋を立てる必要。
- (5) 今般、米穀債権を正式に免除。その際、財政法上、国の債権を免除するには法律に基づくことを要するとされていることから、本法律案を提出。

2. 概要

- (1) 趣旨
この法律は、重債務貧困国の対外債務の負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀債権についての特別な措置を定めるものとする。
- (2) 米穀の売渡しに係る債権の免除
政府は、この法律の施行前に取得した米穀債権であって、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネ又はタンザニアの政府に対して有するものについては、当該政府の要請があったときは、当該債権の全部を免除することができる。
- (3) 施行期日
公布の日から施行。

3. その他

本法律案は、外務省との共管（農林水産省が主管）。

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案の概要

対外債務を履行することが著しく困難であると認められた国の政府の債務の負担の軽減を国際的協調の下で図るため、当該政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であってその回収が著しく困難であるものの全部を免除するための措置を講ずる。

法律案の概要

米債権の免除

- 平成11年のケルン・サミットにおいて、我が国を含むG7各国は重債務貧困国に対するODA債権（優遇された支払条件で、旧食糧管理法を根拠として売り渡した政府米の代金債権（以下「米債権」という。）を含む。）の完全免除に合意。
- 国の債権を免除するためには、財政法第8条に基づき、法律に基づく措置を講ずる必要。
- したがって、我が国が重債務貧困国5か国（※）に対して有する米債権（平成25年度末債権総額：約577億円）を免除できるよう措置するもの。
※ マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネ及びタンザニア



期待される効果

重債務貧困国5か国の政府の有する債務の負担の軽減が図られる。

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案要綱

一 この法律は、国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であつて当該政府が弁済することができない見込みがないと認められるものについての特別の措置を定めるものとする事。

(第一条関係)

二 政府は、この法律の施行前に米穀の売渡しにより取得した債権であつて、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネ又はタンザニアの政府に対して有するものについては、当該政府からの要請があつたときは、当該債権の全部を免除することができるものとする事。

(第二条関係)

三 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であって当該政府が弁済することができると認められないと認められるものについての特別の措置を定めるものとする。

(米穀の売渡しに係る債権の免除)

第二条 政府は、この法律の施行前に米穀の売渡しにより取得した債権であって、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネ又はタンザニアの政府に対して有するものについては、当該政府からの要請があつたときは、当該債権の全部を免除することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であつて当該政府が弁済することができると認められないと認められるものの全部を免除するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案参照条文目次

一 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）	1
二 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法（昭和四十五年法律第百六号）	1

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案参照条文

○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第八条 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

○ 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法（昭和四十五年法律第百六号）

- 1 政府は、当面の米穀の需給事情等にかんがみ、米穀の円滑な輸出に資するため、当分の間、次の各号に掲げる者に対し、その保有する米穀を当該各号に掲げる条件により売り渡すことができる。ただし、第二号に掲げる者については、その者が、売渡しを受けた米穀を、その売渡しに係る同号に掲げる条件（担保に関するものを除く。）と同一の条件により第一号に掲げる者に対し売り渡すことが確実と認められる場合に限るものとする。
 - 一 外国の政府その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定する者 売渡しの際の対価の支払方法を、担保の提供を免除し、かつ、政令で定める利率を下らない利率による利息を附してする支払期間三十年以内（十年以内の据置期間を含む。）の年賦支払の方法で農林水産大臣が定めるものとする。
 - 二 前号に掲げる者以外の者 売渡しの際の対価の支払方法を、確実な担保を提供させ、かつ、政令で定める利率を下らない利率による利息を附してする支払期間三年以内の年賦支払又は半年賦支払の方法で農林水産大臣が定めるものとする。
 - 三 前項の規定による米穀の売渡しは、開発途上にある諸国の米穀の通常の輸出を阻害することのないよう配慮して行なうものとする。
- 3 農林水産大臣は、第一項各号の規定による支払方法を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。